吸収合併に係る事後開示書面

（会社法第 801 条第１項及び会社法施行規則第 200 条に基づく書面）

（簡易吸収合併）

2021 年４月８日

伯東株式会社

2021年４月８日

東京都新宿区新宿一丁目１番13号
伯　東　株　式　会　社
代表取締役社長　阿部　良二

吸収合併に係る事後開示事項

当社は、2021 年１月 29 日付で当社と伯東ライフサイエンス株式会社（以下「ライフサイエンス社」といいます。）との間で締結した合併契約書に基づき、2021 年４月１日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、ライフサイエンス社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）を行いました。

本吸収合併について、会社法第 801 条第１項及び第３項並びに会社法施行規則第 200 条の定めにより、下記のとおり吸収合併により吸収合併存続会社が承継した吸収合併消滅会社の権利義務その他の吸収合併に関する事項として法務省令で定める事項を記載した書面を本店に備え置くこととといたします。

記

１．吸収合併が効力を生じた日（会社法施行規則第 200 条第１号）

2021 年４月１日

２．吸収合併消滅会社における会社法第 784 条の２の規定による請求に係る手続の経過、会社法第 785 条及び第 787 条の規定並びに会社法第 789 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 200 条第２号）

（１）吸収合併をやめることの請求（会社法第 784 条の２）

本吸収合併について、ライフサイエンス社の株主による差止請求はありませんでした。

（２）反対株主の株式買取請求（会社法第 785 条）

当社がライフサイエンス社の全議決権を有する特別支配会社であることから、会社法第 785 条第２項第２号括弧書により、特別支配会社による株式買取請求が認められていないため、該当事項はありません。

（３）新株予約権買取請求（会社法第 787 条）

ライフサイエンス社は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりませんので、該当事項はありません。

（４）債権者の異議（会社法第 789 条）

ライフサイエンス社は、会社法第 789 条第２項の規定に基づき、2021 年２月 26 日付の官報に合併公告を行うとともに、2021 年２月 19 日付で知れている債権者に対し各別に催告を行いましたが、所定の期間内に異議を申し出た債権者はありませ

んでした。

3．吸収合併存続会社における会社法第 796 条の２の規定による請求に係る手続の経過、会社法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 200 条第３号）

（１）吸収合併をやめることの請求（会社法第 796 条の２）

当社は、会社法第 796 条第２項の規定に基づき、株主総会の承認決議を経ずに本吸収合併を決定したことから、会社法第 796 条の２ただし書により、株主による差止請求が認められていないため、該当事項はありません。

（２）反対株主の株式買取請求（会社法第 797 条）

当社は、会社法第 796 条第２項の規定に基づき、株主総会の承認決議を経ずに本吸収合併を決定したことから、会社法第 797 条第１項ただし書により、反対株主による株式買取請求が認められていないため、該当事項はありません。

なお、当社は、会社法第 797 条第３項及び第４項の規定に基づき、2021 年２月 26 日付で株主に対し本吸収合併に反対する旨の申出に係る電子公告を行いましたが、所定の期間内に反対する旨を申し出た株主はありませんでした。

（３）債権者の異議（会社法第 799 条）

当社は、会社法第 799 条第２項及び第３項の規定に基づき、2021 年２月 26 日付の官報に合併公告を行うとともに、同日付で電子公告を行いましたが、所定の期間内に異議を申し出た債権者はありませんでした。

4．吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 200 条第４号）

当社は、2021 年４月１日をもって、ライフサイエンス社からその権利義務の一切を承継しました。

5．会社法第 782 条第１項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項（会社法施行規則第 200 条第５号）

別紙のとおりであります。

6．会社法第 921 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 200 条第６号）

2021 年４月 12 日（予定）

7．上記に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条第７号）

該当事項はありません。

以　上

別紙

伯東ライフサイエンス株式会社

吸収合併に係る事前開示書面

吸収合併に係る事前開示書面

（会社法第 782 条第１項及び会社法施行規則第 182 条に基づく書面）

（略式吸収合併）

2021 年２月 26 日

伯東ライフサイエンス株式会社

2021年２月26日

三重県四日市市別名六丁目6番12号
伯東ライフサイエンス株式会社
代表取締役会長　藤後　章

吸収合併に係る事前開示事項

当社は、2021年１月29日付で当社と伯東株式会社（以下「伯東」といいます。）との間で締結した合併契約書に基づき、2021年４月１日を効力発生日として、伯東を吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）を行うことといたしました。

本吸収合併について、会社法第782条第１項及び会社法施行規則第182条の定めにより、下記のとおり吸収合併契約等の内容その他法務省令で定める事項を記載した書面を本店に備え置くこととといたします。

記

１．吸収合併契約の内容（会社法第782条第１項）

2021年１月29日付で当社と伯東が締結した合併契約書は、別紙１のとおりであります。

２．合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第１項第１号及び同条第３項）

伯東は、当社が伯東の完全子会社であることから、本吸収合併に際して株式その他金銭等の交付は行いません。

３．吸収合併に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第１項第３号及び同条第５項）

該当事項はありません。

４．吸収合併存続会社についての事項（会社法施行規則第182条第１項第４号及び同条第６項第１号）

（１）最終事業年度に係る計算書類等の内容

伯東の最終事業年度（2019年４月１日から2020年３月31日まで）に係る計算書類等は、別紙２のとおりであります。

（２）最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

５．吸収合併消滅会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 182 条第１項第４号及び同条第６項第２号）

該当事項はありません。

６．吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 182 条第１項第５号）

伯東の最終事業年度の末日（2020 年３月 31 日現在）の貸借対照表における資産の額は、98,057 百万円、負債の額は 53,573 百万円であり、資産の額が負債の額を上回っております。

また、本吸収合併効力発生日以後の伯東の資産の額は、負債の額を十分に上回る見込みであり、本吸収合併効力発生日以後における伯東の債務の履行に支障をきたすような事象の発生及びその可能性は、現在のところ見込まれておりません。

以上により、本吸収合併が効力を生ずる日以後における伯東の債務について、履行の見込みがあると判断しております。

以　上

別紙１

合併契約書

合併契約書

伯東株式会社（以下「甲」という）と伯東ライフサイエンス株式会社（以下「乙」という）とは、甲乙間の合併に関して以下のとおり合意したので、本契約を締結する。

第１条（合併の方式）

１．甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を存続会社、乙を消滅会社として吸収合併（以下「本合併」という）を行う。

２．本合併を行う甲及び乙の商号及び住所は以下のとおりである。

（１）甲（存続会社）

商号：伯東株式会社

住所：東京都新宿区新宿一丁目１番１３号

（２）乙（消滅会社）

商号：伯東ライフサイエンス株式会社

住所：三重県四日市市別名六丁目６番地１２号

第２条（合併期日）

本合併の期日（以下「合併期日」という）は2021年4月1日とし、合併期日を合併の効力発生日とする。但し、合併手続の進行に応じ必要のあるときは、甲と乙が協議の上、書面にて合意した場合はこれを変更することができる。

第３条（資本・対価）

甲は乙の発行済み株式の全てを保有しているため、本合併による新株の発行及び資本金の増加は行わないものとし、準備金の額は増加しない。また、甲は本合併に際し乙の株主に対して対価の交付又は株式等の割当は行わない。

第４条（合併承認決議）

１．甲及び乙は、合併期日までに、それぞれ本契約の承認及び合併に必要な事項に関する機関決定を行う。

２．会社法第796条第２項の規定により、本契約書及び本合併に関する甲の株主総会における承認は省略する。

３．会社法第784条第１項の規定により、本契約書及び本合併に関する乙の株主総会における承認は省略する。

第５条（資産の承継）

乙は、合併期日において、従業員全員、資産及び負債その他一切の権利義務を甲に引継ぎ、甲はこれらを承継する。乙は、本契約締結から合併期日までの間において、その資産、負債又は権利義務に変動を生じたものについては、別途計算書を作成し甲に交付する。

第６条（会社財産の善管注意義務）

甲と乙は、本契約締結後合併期日までの間、善良な管理者の注意をもってそれぞれ業務を遂行し、かつ一切の財産管理の運営を行うものとし、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為を行う場合には両当事者が協議し、書面にて決定する。

第７条（合併契約の効力）

本契約は、法令に定める監督官庁の許可を得られないとき又は会社法第796条第３項に規定する数の株式を有する甲の株主が同項に定める期間内に本合併に反対する旨を通知したときは、その効力を失う。

第８条（合併条件の変更）

本契約締結の日から合併期日に至る間において、天災地変その他の事由により甲又は乙の財産若しくは経営状態に重大な変更を生じたとき、又は本合併の実行に重大な支障となる事態が生じたときは、両当事者は協議の上、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができるものとする。

第９条（裁判管轄）

本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第１０条（本契約規定以外の事項）

本契約に規定する事項の他、本合併に必要な事項については、本契約の趣旨に従って、両当事者が協議の上決定する。

以上、本契約締結の証として、本書２通を作成し、甲乙記名・押印の上、それぞれその１通を保有する。

2021年 1 月 29 日

東京都新宿区新宿一丁目1番13号
甲：伯東株式会社
代表取締役社長　阿部 良二

三重県四日市市別名六丁目６番地１２号
乙：伯東ライフサイエンス株式会社
代表取締役会長　藤後　章

別紙２

伯東の最終事業年度
（2019 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日まで）
に係る計算書類等

・事業報告
・連結貸借対照表
・連結損益計算書
・貸借対照表
・損益計算書
・連結計算書類に係る会計監査報告
・計算書類に係る会計監査報告
・監査役会の監査報告
・連結株主資本等変動計算書
・連結計算書類の連結注記表
・株主資本等変動計算書
・計算書類の個別注記表
・事業報告に係る附属明細書
・計算書類に係る附属明細書

提供書面

事業報告（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、米国が底堅い景気拡大を続けた一方、米中貿易摩擦の長期化により中国経済が減速し、欧州でも英EU離脱に向けた動きなどから不安定な状況が続きました。さらに今年に入り新型コロナウイルスの感染が世界に拡大し、世界経済に深刻な影響を与える結果となりました。一部では徐々に経済活動再開の動きも見られますが、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

一方、国内経済においても堅調な企業収益や雇用の環境の改善等により緩やかな回復が続いていたものの、新型コロナウイルス感染拡大が深刻化し甚大な影響が懸念されております。

当社グループが主力事業を展開するエレクトロニクス業界においては、５G設備に関連する国内通信機器分野が好調に推移しました。自動車分野ではADAS（先進運転支援システム）関連は堅調を維持したものの、自動車販売台数の減少から総じて需要は低迷しました。また中国市場における設備投資の減退により産業機器分野も低調な推移となりました。

このような状況のもと、当社グループの電子部品事業においては、通信関連部品の好調に加え、自動車関連部品の新規商流獲得もあり大きく増収となりました。電子・電気機器事業においては、前期堅調であったスマートフォン製造関連機器や真空関連機器の低迷により減収となりました。工業薬品事業においては、石油精製関連薬品や化粧品基材が順調に推移し、微増となりました。

このような環境下において、当連結会計年度の売上高は、1,531億82百万円（前期比9.3%増）と過去最高を計上しました。損益面につきましては、新型コロナウイルスの影響による今後の企業活動や販売動向等を勘案して、たな卸資産に対する収益性の低下に基づいた簿価の切下げ等を行ったため、売上総利益は174億65百万円（同6.4%減）、販売費及び一般管理費は150億50百万円（同0.2%増）、営業利益は24億14百万円（同33.7%減）、経常利益は21億39百万円（同40.2%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は14億39百万円（同41.8%減）となりました。

事業別の概況につきましては、以下のとおりであります。

電子部品事業

売上高 (単位：百万円)

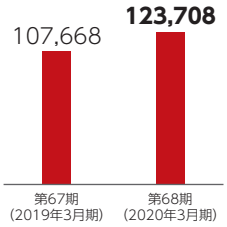

セグメント利益構成比

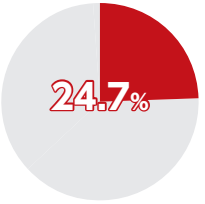

電子部品分野では、国内通信向けの光関連部品が好調に推移し、海外ではスマートフォン向け電子部品も伸長しました。また、半導体デバイスでは自動車関連部品の新規商流獲得もありました。

その結果、当連結会計年度の売上高は1,237億８百万円（前期比14.9%増）となりましたが、粗利益率の低下やたな卸資産に対する収益性の低下に基づいた簿価の切下げ等により、セグメント利益は５億76百万円（同56.7%減）となりました。

電子・電気機器事業

売上高 (単位：百万円)

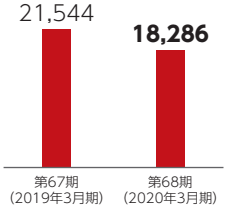

セグメント利益構成比

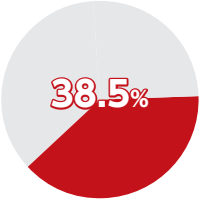

電子・電気機器分野では、国内通信インフラ関連は需要の拡大がみられましたが、スマートフォン製造関連向けプリント基板露光装置の不振が続き、加えて事業の中核を担う真空関連機器も販売が低迷しました。

その結果、当連結会計年度の売上高は182億86百万円（前期比15.1%減）となり、さらに、たな卸資産に対する収益性の低下に基づいた簿価の切下げ等により、セグメント利益は９億円（同36.5%減）となりました。

工業薬品事業

売上高 (単位：百万円)

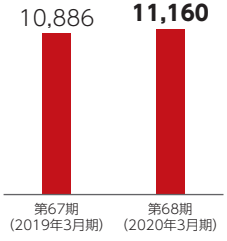

セグメント利益構成比

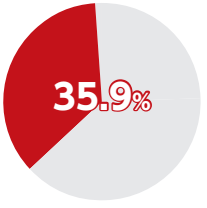

工業薬品分野では、デジタル媒体の普及による世界的な抄紙需要の減少が続く紙・パルプ分野では苦戦が続きましたが、石油化学分野では重合禁止剤や触媒の販売が堅調に推移し、化粧品分野においても子会社の販売する化粧品基材が好調を維持しました。

その結果、当連結会計年度の売上高は111億60百万円（前期比2.5%増）となりましたが、人件費の上昇に伴う製造コストや輸送コストの増加等により、セグメント利益は８億38百万円（同10.1%減）となりました。

その他の事業

売上高 (単位：百万円)

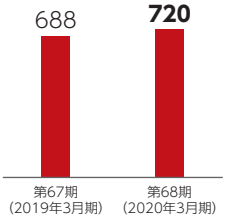

セグメント利益構成比

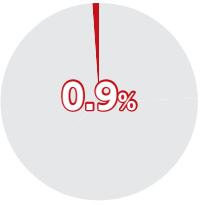

その他の事業としては、当社の業務・物流管理全般の受託と保険会社の代理店を主たる業務としております。当連結会計年度の売上高は７億20百万円（前期比4.7%増）、セグメント利益は21百万円（同26.2%増）となりました。

事業別売上高

期別 / 事業別	第67期 (2019年3月期)		第68期 (2020年3月期)	
	金額（百万円）	構成比（%）	金額（百万円）	構成比（%）
電子部品事業	107,668	76.5	123,708	80.3
電子・電気機器事業	21,544	15.3	18,286	11.9
工業薬品事業	10,886	7.7	11,160	7.3
その他の事業	688	0.5	720	0.5
小　　計	140,787	100	153,875	100
内部取引高	△663	－	△693	－
合　　計	140,123	100	153,182	100

（注）　記載金額には、消費税等を含んでおりません。

〈次期の見通し〉

新型コロナウイルスの世界各国への感染拡大が国内外の経済活動に甚大な影響を与えております。特に自動車業界における大幅な生産計画の縮小や企業の設備投資計画の遅延や抑制などにより当社の主力事業であるエレクトロニクス事業では厳しい事業環境が予測され、ケミカル事業におきましても取引先各社の生産調整が予想されるなど事業環境の変化が懸念されます。中国など一部では経済活動の再開も見られますが、本格的な回復までには相当な時間を要するものと考えられ、回復の見通しや事業活動への影響などの予測が難しい状況にあります。

以上により、2020年度連結業績の見通しにつきましては、現時点において新型コロナウイルス感染拡大による業績に与える影響を合理的に算定することが困難であるため、未定とさせていただきます。

今後、適正な業績予想の算定が可能となった時点で速やかに公表いたします。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は、４億32百万円であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、株式会社細田工務店の全株式（普通株式280万株、発行済株式総数に対する保有割合14.72％）について、株式会社長谷工コーポレーションが実施した公開買付（買付代金3億64百万円）に応募し、2020年2月12日付で処分いたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

売上高 (単位：百万円)

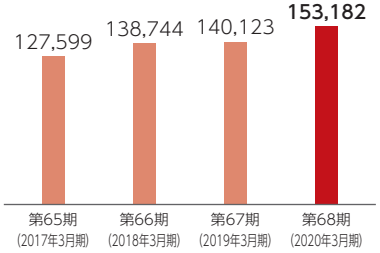

経常利益 (単位：百万円)

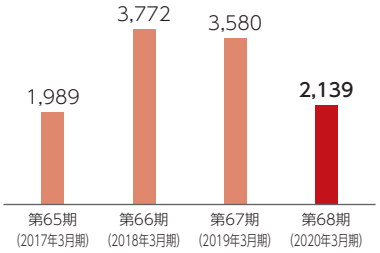

親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)

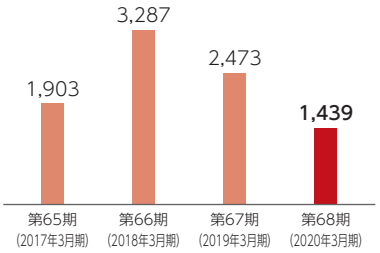

総資産/純資産 (単位：百万円)

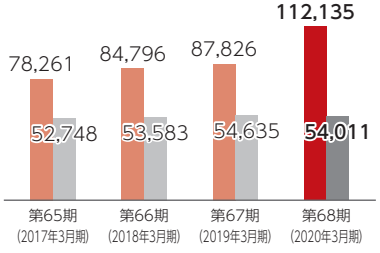

1株当たり当期純利益 (単位：円)

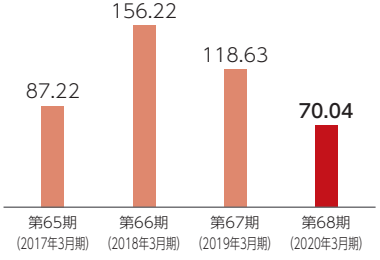

1株当たり純資産額 (単位：円)

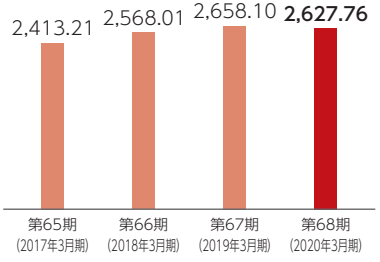

区　分 ＼ 期　別		第65期 (2017年3月期)	第66期 (2018年3月期)	第67期 (2019年3月期)	第68期 (当連結会計年度) (2020年3月期)
売上高	(百万円)	127,599	138,744	140,123	153,182
経常利益	(百万円)	1,989	3,772	3,580	2,139
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	1,903	3,287	2,473	1,439
1株当たり当期純利益	(円・銭)	87.22	156.22	118.63	70.04
総資産	(百万円)	78,261	84,796	87,826	112,135
純資産	(百万円)	52,748	53,583	54,635	54,011
1株当たり純資産額	(円・銭)	2,413.21	2,568.01	2,658.10	2,627.76

(注) 1. 第67期より、在外子会社の収益及び費用の換算方法を、期中平均相場により円貨に換算する方法に変更しております。また「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等を適用しております。これらの会計方針の変更は、第66期より遡及して適用しております。
2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式の総数により、また、1株当たり純資産額は期末発行済株式の総数により算出しております。なお、発行済株式の総数については自己株式を除いております。
3. 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額の算出において控除する自己株式には、従業員持株ESOP信託口が所有していた当社株式を含めております。なお、当該従業員持株ESOP信託は、2018年7月26日をもって終了しております。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
Hakuto Enterprises Ltd.	22,025千香港ドル	100	電子機器・部品の輸出入
Hakuto Singapore Pte. Ltd.	5,000千シンガポールドル	100	電子機器・部品の輸出入
Hakuto Taiwan Ltd.	155,000千台湾ドル	100	電子機器・部品の輸出入
Hakuto Enterprises (Shanghai) Ltd.	108,914千人民元	100	電子機器・部品の輸出入

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染拡大による世界経済への深刻な影響により厳しい状況が見込まれることから、計画している事業活動も変更を余儀なくされることが予想されます。電子部品事業においては、情報通信分野では需要増加が見込まれる一方で、自動車分野では生産計画が大幅に縮小される見通しです。また、電子・電気機器事業においても、企業の設備投資の遅延や抑制による影響が懸念されており、世界的な景気低迷からの回復には相当の時間を要するものと考えられます。

したがいまして、まず新型コロナ災禍のもとでは、「企業存続を図る」経営を最優先課題とし、同時に「社会の公器」としての社会的責任を果たすため、全てのステークホルダーの利益を守りつつ、新型コロナ災禍後の事業環境に適応すべく、以下の取り組みに特化してまいります。

① 難局を乗り越えるための経営

新型コロナウイルス感染拡大による世界的な難局の中、企業の存続とBCPの観点から諸施策を実施してまいります。特に、企業にとって重要な経営資源である従業員の雇用維持とサプライチェーンの確保を最優先とするとともに、この難局を乗り越えるために企業活動の基本である利益確保に向けて、グループ一丸となって取り組んでまいります。

② 新型コロナウイルス感染拡大の終息を見据えた成長への布石

一方において、新型コロナウイルス感染拡大の終息後を展望し、手元流動性資金を十分確保しつつも、今後成長が期待できる医療やIoT分野、ライフサイエンス事業などへの戦略的投資を継続して将来に備えます。また、収益基盤の強化を図るべく、利益重視の観点から事業の選別を行い、特徴ある技術商社とケミカルメーカーを目指し、事業モデルの再構築を進めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

当社グループは、電子部品、電子・電気機器の販売及び輸出入並びに工業薬品の製造・販売を主な内容として事業活動を展開しております。

事業別の主要な取扱い商品及び製品は、次のとおりであります。

事業別	主要取扱品目
電子部品事業	半導体デバイス、コネクタ、光学部品、太陽光発電パネル
電子・電気機器事業	半導体製造関連装置、プリント基板関連装置、各種真空ポンプ、真空装置用冷凍機、静電型加速器
工業薬品事業	石油・石油化学工業用薬品、水処理薬品、紙・パルプ工業用薬品、塗料不粘着化用薬品、化粧品基材
その他の事業	業務請負業

(6) 主要な営業所及び工場 (2020年3月31日現在)

① 当社の主要な営業所及び工場

事業所名	所在地
本社	東京都新宿区
関西支店	大阪府大阪市
名古屋支店	愛知県名古屋市
伊勢原事業所	神奈川県伊勢原市
四日市工場	三重県四日市市
四日市研究所	三重県四日市市

② 主要な子会社の事業所

会社名	所在地
Hakuto Enterprises Ltd.	香港九龍
Hakuto Singapore Pte. Ltd.	シンガポール
Hakuto Taiwan Ltd.	台湾台北市
Hakuto Enterprises (Shanghai) Ltd.	中国上海市

(7) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業別	使用人数	前連結会計年度末比増減
電子部品事業	631名	21名増
電子・電気機器事業	253	14名減
工業薬品事業	137	増減なし
その他の事業	104	11名増
全社（共通）	132	4名減
合　　計	1,257	14名増

(注) 1. 使用人数は就業人員数であります。
2. 全社（共通）として記載されている使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
680名	18名増	43.4歳	13.6年

(注) 使用人数は就業人員数であり、子会社等への出向者26名は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社三井住友銀行	13,800
株式会社三菱UFJ銀行	7,285

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2020年3月31日現在)

① 発行可能株式総数　54,000,000株

② 発行済株式の総数　24,137,213株（前事業年度末比 増減なし）
（うち、自己株式の数　3,583,078株）

③ 単元株式数　100株

④ 株主数　6,634名（前事業年度末比 1,079名増）

⑤ 大株主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
公益財団法人高山国際教育財団	4,226.2	20.56
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,176.1	5.72
高山一郎	1,058.9	5.15
高山健	1,058.9	5.15
高山龍太郎	1,058.8	5.15
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	831.3	4.04
株式会社ATRA	543.9	2.64
伯東従業員持株会	409.5	1.99
RE FUND 107-CLIENT AC	383.9	1.86
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	376.0	1.82

(注) 1．持株数は、百株未満の端数を切り捨てて表示しております。
2．持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を控除した株式数（20,554,135株）を基準に算出し、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。
3．自己株式は、上記大株主から除外しております。

⑥ その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2020年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	杉　本　龍三郎	
取締役専務執行役員	高　田　吉　苗	管理統括部・経営企画統括部管掌、経営企画統括部長兼リスク管理担当 兼コンプライアンス担当
取締役常務執行役員	阿　部　良　二	デバイス・電子部品事業担当デバイス事業統括部長兼エレクトロニックコンポーネントカンパニープレジデント兼海外事業統括部長兼韓国支店長
取締役執行役員	新　徳　布　仁	管理統括部長兼人事部長兼総務部長兼伊勢原事業所長兼支店（管理関係）担当 伯東Ａ＆Ｌ株式会社代表取締役社長
取締役執行役員	藤　後　　章	ケミカルソリューションカンパニープレジデント 伯東ライフサイエンス株式会社代表取締役会長
取締役執行役員	宮　下　　環	システムプロダクツカンパニープレジデント兼中華圏機器ビジネス推進担当 サンエー技研株式会社取締役
取締役	高　山　一　郎	
社外取締役	近　藤　惠　嗣	弁護士
社外取締役	上　條　正　仁	全国保証株式会社社外取締役
常勤社外監査役	山　元　文　明	昭和電線ケーブルシステム株式会社社外監査役
社外監査役	水　野　秀　紀	三菱ＵＦＪトラストビジネス株式会社代表取締役会長 日本フイルコン株式会社社外監査役
社外監査役	岡　南　啓　司	日本蒸留酒酒造組合専務理事

（注）1．取締役近藤惠嗣氏及び上條正仁氏は、社外取締役であります。
2．監査役山元文明氏、水野秀紀氏及び岡南啓司氏は、社外監査役であります。
3．監査役山元文明氏、水野秀紀氏及び岡南啓司氏は、次のとおり財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
・常勤監査役山元文明氏は、複数の企業で経営及び監査に携わることで培われた豊富な経験と知識を有しており、財務及び会計をはじめとした経営管理全般の知見を有しております。
・監査役水野秀紀氏は、企業経営者及び社外監査役としての豊富な経験と知識を有しており、財務及び会計をはじめとした経営管理全般の知見を有しております。
・監査役岡南啓司氏は、長年にわたり国税庁・国税局において要職を歴任し、その経歴を通じて培われた豊富な経験と知識を有しており、税務はもとより財務及び会計をはじめとした経営管理全般の知見を有しております。
4．当社は、取締役近藤惠嗣氏及び上條正仁氏並びに監査役山元文明氏、水野秀紀氏及び岡南啓司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5．2020年４月１日付をもって、次のとおり地位及び担当に異動がありました。

氏　名	地位及び担当
杉　本　龍三郎	取締役相談役
阿　部　良　二	代表取締役社長
宮　下　　環	システムプロダクツカンパニープレジデント兼海外事業統括部長兼韓国支店長 兼中華圏機器ビジネス推進担当

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、各取締役（業務執行取締役等である者を除きます。）及び各監査役との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役高山一郎氏、近藤惠嗣氏及び上條正仁氏につきましては300万円又は会社法第425条第１項に定める最低責任限度額のいずれか高い額、監査役山元文明氏、水野秀紀氏及び岡南啓司氏につきましては200万円又は同法第425条第１項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

③ 当事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位及び重要な兼職
余田　幹男	2019年6月26日	任期満了	社外監査役、税理士

④ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員（名）	支給額（百万円）
取締役（うち社外取締役）	9（2）	186（13）
監査役（うち社外監査役）	4（4）	24（24）
合　計	13	210

（注）1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 当事業年度末日現在の取締役は9名（うち社外取締役2名）、監査役は3名（うち社外監査役3名）であります。
3. 取締役の報酬限度額は、1991年6月27日開催の第39期定時株主総会において年額450百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、1992年6月29日開催の第40期定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ．重要な兼職の状況（他の法人等の業務執行者である場合）及び当社と当該他の法人等との関係

・監査役水野秀紀氏は、三菱ＵＦＪトラストビジネス株式会社の代表取締役会長であります。当社と三菱ＵＦＪトラストビジネス株式会社との間に特別の関係はありません。

・監査役岡南啓司氏は、日本蒸留酒酒造組合の専務理事であります。当社と日本蒸留酒酒造組合との間に特別の関係はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役上條正仁氏は、全国保証株式会社の社外取締役であります。当社と全国保証株式会社との間に特別の関係はありません。

・監査役山元文明氏は、昭和電線ケーブルシステム株式会社の社外監査役であります。当社と昭和電線ケーブルシステム株式会社との間に特別の関係はありません。

・監査役水野秀紀氏は、日本フイルコン株式会社の社外監査役であります。当社と日本フイルコン株式会社との間に特別の関係はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	近藤　惠嗣	当事業年度に開催された13回の取締役会の12回に出席し、弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の透明性・遵法性を確保するための助言、提言を行っております。
取締役	上條　正仁	当事業年度に開催された13回の取締役会の11回に出席し、金融機関の元経営者としての豊富な経験と幅広い見識から意見を述べるなど、取締役会の適正な意思決定を確保するための助言、提言を行っております。
監査役	山元　文明	当事業年度に開催された13回の取締役会のすべてに出席し、複数の企業で経営及び監査に携わることで培われた豊富な経験と幅広い見識から意見を述べるなど、取締役会の適正な意思決定を確保するための助言、提言を行っております。また、開催された11回の監査役会のすべてに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。加えて、常勤監査役として、上記取締役会及び監査役会のほか、常務会などの重要な会議に出席し、必要な助言、提言を適宜行っております。
監査役	水野　秀紀	当事業年度に開催された13回の取締役会の12回に出席し、他業界の経営者としての豊富な経験と経営に関する高い見識から意見を述べるなど、取締役会の適正な意思決定を確保するための助言、提言を行っております。また、開催された11回の監査役会のすべてに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	岡南　啓司	当事業年度に開催された10回の取締役会のすべてに出席し、国税庁・国税局において要職を歴任して培われた豊富な経験と幅広い見識から意見を述べるなど、取締役会の適正な意思決定を確保するための助言、提言を行っております。また、開催された9回の監査役会のすべてに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

（注）監査役岡南啓司氏は、2019年6月26日開催の第67期定時株主総会において選任されたため、取締役会及び監査役会の開催回数が他の監査役と異なります。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	支払額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	62
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	67

（注）1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社の重要な子会社のうちHakuto Enterprises Ltd.、Hakuto Singapore Pte. Ltd.、Hakuto Taiwan Ltd.、Hakuto Enterprises (Shanghai) Ltd.は、当社の会計監査人以外の監査法人の法定監査を受けております。
3. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

当社は、当事業年度において、会計監査人に対し、公認会計士法第２条第１項の業務のほか、「収益認識に関する会計基準」適用支援業務を委託いたしました。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める事由のいずれかに該当するときは、監査役会は、監査役の全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

上記のほか、会計監査人が監督官庁から業務停止処分を受けるなど、当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が生じた場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(5) 内部統制システム

1. 内部統制システムの整備の基本方針

当社は、取締役会において、会社法第362条第４項第６号、及び会社法施行規則第100条第１項、同条第３項に定める「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制」（内部統制システム）の整備の基本方針について、次のとおり決議いたしました。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 『伯東グループ企業倫理行動憲章』及びコンプライアンス上の諸規程を、当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）の行動規範とし、当社グループの取締役及び使用人に対し定期的に実施する研修等を通じて、法令及び社会倫理の遵守をすべての企業活動の前提とすることを徹底する。

ロ. コンプライアンスに関する統括責任者としてコンプライアンス担当取締役を任命する。当該担当取締役の下、コンプライアンスを統括する総務部は、コンプライアンス・プログラムを整備し、当社グループ横断的なコンプライアンス体制を構築、維持する。また、内部統制室は、その実施状況、有効性等を監査する。

ハ. 倫理規程に基づき、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、当社グループ全体のコンプライアンス上の重要な事項を審議し、その結果を取締役会に報告する。

ニ. 内部通報者保護規程に基づき、法令違反、社会倫理上疑義のある行為等について、使用人が直接コンプライアンス委員会に情報提供を行う手段として、当社グループ横断的な内部通報窓口を設置、運営する。

ホ. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求・妨害行為に対しては、警察や弁護士等の外部の専門機関と緊密に連携し、毅然とした態度で組織的に対応する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ. 取締役の職務の執行に係る文書（電磁的記録を含む。）については、文書管理規程に従い、関連資料とともに保存、管理するものとし、必要に応じて少なくとも10年間は、閲覧可能な状態を維持する。

ロ. 情報セキュリティーポリシー、電子情報管理規程及びその他情報セキュリティー関連規程に従い、電子情報の保護、管理、活用の水準向上及び円滑化を図る。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．リスクに関する統括責任者としてリスク管理担当取締役を任命する。当該担当取締役の下、リスクを統括する総務部は、当社グループ横断的なリスク管理体制を構築する。

ロ．リスク管理担当取締役は、当社グループのリスクの種類毎に責任部署を定め、各責任部署は、リスク管理の実効性を高めるための諸施策を実施し、所管するリスク管理の状況を継続的にモニタリングする。

ハ．当社グループ全体のリスクの現実化に伴う危機に備え、緊急時対策、損害拡大防止対策、復旧対策及び再発防止対策を内容とする危機管理基本規程を制定し、迅速かつ適切に対処することにより損失の最小化に努める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．取締役会による連結グループ経営計画の策定、当該経営計画に基づく各業務担当取締役による事業部門毎、子会社毎の業績目標と予算の設定及び月次・四半期業績管理の実施、取締役会及び常務会による月次・四半期業績のレビューと改善策の実施を内容とする経営管理システムを適切に運用して、取締役の職務執行の効率化を図る。

ロ．意思決定プロセスの簡素化等により意思決定の迅速化を図るとともに、重要な事項については、常務会の合議制により慎重な意思決定を行う。

ハ．取締役会の決定に基づく業務執行については、総合組織規程、業務分掌規程、職務権限規程、国内・海外関係会社管理規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定め、これにより業務の効率的運営及びその責任体制を確立する。

⑤ 会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．『伯東グループ企業倫理行動憲章』を当社グループの行動規範とし、これに基づき当社グループ各社において必要な諸規程を整備することにより、当社グループの内部統制システムを構築する。

ロ．コンプライアンス担当取締役及びリスク管理担当取締役は、各々子会社のコンプライアンス体制及びリスク管理体制を構築する権限と責任を有し、総務部は、これらを横断的に推進、管理する。

ハ．子会社管理の担当部署は、国内・海外関係会社管理規程に基づき、子会社の業績、財務状況その他経営上の重要事項について、当社への定期的な報告を求め、また、当社グループの取締役が出席する責任者会議を定期的に開催し、子会社において重要な事象が発生した場合には、当該責任者会議において報告が行われる体制を整備するなど、子会社の状況に応じて必要な管理を行う。

ニ．金融商品取引法に基づき、当社グループの財務報告に係る信頼性を確保するため、当社グループ各社は財務報告に係る、必要かつ適切な内部統制を整備し、運用する。また、内部統制室は内部統制規程に従い、当該内部統制の有効性を定期的に検証し、その検証結果を、必要に応じて改善・是正に関する提言とともに、取締役会に報告する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人に関する規程を定め、監査役の職務を補助すべき使用人として、当社の使用人から補助者を任命することとし、当該使用人の人事異動及び人事考課については、監査役会の事前同意を得る。また、当該使用人は、会社の業務執行に係る役職を兼務せず、取締役の指揮命令に服さないものとする。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

イ．取締役及び使用人は、当社又は子会社に重大な損失を与える事項が発生し又は発生するおそれがあるとき、違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、直ちに監査役会に報告するものとする。また、これにかかわらず、監査役は、必要に応じて取締役又は使用人に報告を求めることができる。

報告の方法については、取締役と監査役会との協議により決定する方法による。

ロ．内部統制室は当社グループにおける内部監査の現状について、総務部は当社グループのコンプライアンス、リスク管理等の現状及び内部通報の状況について、それぞれ定期的に監査役に対し報告する。

ハ．監査役に報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由とする不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．適切な意思疎通と効果的な監査業務の遂行を図るため、代表取締役との定期的な意見交換会を開催する。

ロ．監査役は、その職務の執行に必要と認めるときは、弁護士、公認会計士等の外部の専門家を利用することができ、その費用は当社が負担する。

2. 内部統制システムの運用状況の概要

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における当該体制の主な運用状況の概要は、次のとおりであります。

① コンプライアンスに関する取組み

社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、定期的に主管部署よりコンプライアンス研修の実施状況並びに内部通報制度の利用状況その他コンプライアンスに係る啓蒙活動についての報告を受けております。なお、当事業年度においては、仕入先や業務委託先とのトラブル回避のための留意点をテーマとしたコンプライアンス研修を、役員を含む全社員に対し実施したほか、昨今の米中貿易摩擦問題等を背景に輸出管理の法的留意点を周知する目的から、「伯東グループ安全保障ガイドライン」を定め、中華圏の海外子会社役員及び現地社員を対象とした安全保障貿易管理研修を実施いたしました。

② 損失の危険の管理に関する取組み

リスク管理につきましては、当社グループのリスクの種類毎に責任部署を定め、各責任部署がその所管するリスクの管理を実施するとともに、月１回リスク管理担当取締役出席のもと開催される管理部門長会議において、組織横断的にリスクに関する情報共有を行い、継続的にリスク管理の状況をモニタリングしております。なお、当事業年度においては、新型コロナウイルス対策として、感染症対応規程に則り、リスク管理担当取締役を議長とする新型コロナウイルス対策会議を立ち上げ、役職員等の感染防止及びBCP（事業継続計画）対応のための諸施策を決定し、周知徹底を行いました。

③ 当社グループにおける業務の適正の確保に関する取組み

当社の監査役及び内部監査部門は、監査計画に基づき、当社グループに対する内部監査を実施しており、グループ経営管理に対応したモニタリングを行っております。

子会社の経営管理につきましては、当社の経営企画部にて経営管理体制の整備、統括を実施しており、「国内・海外関係会社管理規程」に基づき、子会社から事前の承認申請や業績等の定期的な報告を受けているほか、子会社から月次に提出される経営管理報告書により、経営管理全般のモニタリングを行っております。また、社長の出席のもと、海外子会社の責任者会議を年３回開催し、海外子会社の経営上の諸案件について、各責任者から報告を受けております。

④ 監査役の監査体制

監査役会は、社外監査役３名（うち１名は常勤）で構成されております。当事業年度において監査役会は11回開催されており、常勤監査役から会社の状況に関する報告及び監査役相互による意見交換等が行われております。また、監査役は、取締役会、常務会、コンプライアンス委員会などの重要な会議への出席や社長、会計監査人及び内部監査部門と定期的な情報交換を行い、取締役の職務の執行について監視を行っております。

監査役は、内部監査部門が、監査計画に基づき実施した内部監査の結果について、内部監査部門から報告を受けており当該監査部門との連携を確保しております。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元の充実を経営上重要な施策の一つとして位置づけ、財務体質の強化と今後の事業展開に備えた内部留保に配慮しつつ、業績を加味した利益還元を実施していくことを基本方針としております。

配当につきましては、安定的配当の継続を基本に、各事業年度の業績、財務状況、今後の事業戦略等を総合的に勘案して、連結配当性向レンジ30～50％を目標に実施してまいります。内部留保資金につきましては、成長性、収益性の高い事業分野への投資、今後の事業拡大を図るための販売力・技術力の強化、設備投資、研究開発などに積極的に活用してまいります。

また、自己株式の取得につきましては、機動的に資本政策を実行するため、財務状況等を考慮しながら適切に対応してまいります。

これらの方針と当事業年度の業績を踏まえ、期末配当金につきましては、2020年5月29日開催の取締役会において、１株当たり20円とさせていただくことを決議いたしました。これにより、2019年12月に中間配当金として１株当たり30円をお支払いいたしておりますので、年間配当金は前期と同額の50円となり、連結配当性向は71.4％となりました。

なお、当社は「会社法第459条第１項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行う。」旨定款に定めており、中間配当と期末配当の年２回の剰余金配当を行うことを基本としております。

(7) 会社の支配に関する基本方針

当社は、取締役会において、会社法施行規則第118条に定める「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下「基本方針」といいます。）について、次のとおり決議いたしました。

① 基本方針の内容

当社は、「われわれは、社業の正しい営みを通し、国内産業ならびに国際貿易の発展に寄与し、併せて人類社会の平和と幸福に貢献せんとするものである。」という経営理念（社是）のもと、最先端の技術による電子・電気機器、電子部品を取扱うエレクトロニクス技術商社として、また環境に配慮した工業薬品を製造するケミカルメーカーとして、時代のニーズに対応する商品やサービスの安定提供に努め、適正な利潤を創出し、堅実かつ長期安定的な経営の実現を果たしてまいりました。

当社の特徴は、独立系商社として特定のメーカーの系列に属することなく、経営の独立性を確保していることにあります。このことにより、仕入面に関しては、特定メーカーの商品に限定されることなく、国内外の幅広い商材の取扱いが可能となり、顧客の多様化するニーズに即した供給体制を実現するとともに、顧客のニーズを専門メーカー等と共同して商品開発につなげることも可能としています。メーカーである仕入先と顧客をつなぐ商社として、人と人のつながりを大切にする当社の社風は、創業から今日に至るまで仕入先、顧客との間で親密なネットワークを形成し、相互の発展と良好な関係の構築に結実しております。

また、技術商社及びケミカルメーカーとして、付加価値の付与、顧客満足度の向上、市場競争力のある製品開発には、電子・電気、化学分野の専門知識を有する人材が不可欠であり、必然的に従業員が当社の経営資源の核となることから、当社はこれまでも優秀な人材の確保や継続的な育成に時間と資金を惜しまない経営方針を貫いてまいりました。

企業としての社会貢献という高い志に基づく経営理念、仕入先との販売代理店契約による商権、技術・ノウハウ、そして企業文化を共有し業務に精通した人材という有形・無形の財産が、当社の企業価値を高め、財務の健全性をもたらし、長期安定的な配当と業績に応じた増配・自己株式取得など積極的な利益還元を可能にしてまいりました。

当社のこれまでの企業経営の在り方や一般的に社会的評価の高い会社の企業行動から判断して、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社を支える様々なステークホルダーとの信頼関係を十分に理解した上で維持し、当社の企業価値向上及び株主共同の利益を中長期的に確保し、最大化させる者でなければならないと考えております。したがって、当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれのある当社株式の不適切な大量買付行為又はこれに類する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと考えます。

② 基本方針の実現に資する取組み

イ．企業価値向上及び株主共同の利益の最大化に向けた取組み

当社は、エレクトロニクス分野とケミカル分野のコラボレーションを強化し、相乗効果を高めるとともに、それぞれの主要事業のバランスを重視し、安定した経営基盤を確立することを目指しております。

さらに一層の企業価値の向上を目指すため、各分野においては以下の戦略を着実に実行してまいります。

■エレクトロニクス分野

ユーザーオリエンテッド（顧客視点）に立った営業を徹底し、コーディネーション機能を強化することにより、付加価値の創造と、その極大化を図ります。そして各商材のターゲット市場において重点顧客を完全攻略することにより、結果的に各商権での代理店ナンバーワンの地位を堅持してまいります。

■ケミカル分野

環境対策への関心の高まりを背景に、新たな需要を掘り起こし、社会のニーズにあった新製品を提供してまいります。さらに、エレクトロニクス事業との相乗効果が期待できる新たな市場・顧客の開拓を進めます。

ロ．基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社の企業価値向上及び株主共同の利益を確保し、その最大化を図るため、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロに定義されるものをいい、以下「買収防衛策」といいます。）につきましては、その導入の是非を含め現在検討を行っているところですが、現時点におきましては、具体的な買収防衛策の導入の決定には至っておりません。

しかしながら、特定の者又はグループが当社の発行済株式総数の20%以上に相当する株式を取得すること等により（当該特定の者又はグループを以下「買収者等」といいます。）、当社の企業価値の源泉が中長期的に見て毀損されるおそれが存する場合など、当社の企業価値向上又は株主共同の利益の最大化が妨げられるおそれが存する場合には、かかる買収者等は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるものとして、当社取締役会は、善管注意義務を負う受託者の当然の責務として、法令及び当社の定款によって許容される限度において場合により、当社の企業価値向上及び株主共同の利益の最大化のために相当の措置を講じます。

（注）本事業報告に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表（2020年3月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**97,146**	**流動負債**	**44,085**
現金及び預金	14,736	支払手形及び買掛金	15,641
受取手形及び売掛金	35,590	電子記録債務	2,878
電子記録債権	6,435	短期借入金	20,919
商品及び製品	35,786	未払法人税等	458
仕掛品	45	賞与引当金	1,068
原材料及び貯蔵品	578	製品保証引当金	6
その他	4,025	その他	3,111
貸倒引当金	△52	**固定負債**	**14,039**
固定資産	**14,989**	長期借入金	12,320
有形固定資産	**6,903**	繰延税金負債	1,085
建物及び構築物	957	役員退職慰労引当金	12
機械及び装置	1,879	退職給付に係る負債	390
土地	3,069	その他	231
その他	996	**負債合計**	**58,124**
無形固定資産	**333**	（純資産の部）	
投資その他の資産	**7,752**	**株主資本**	**50,179**
投資有価証券	7,188	資本金	8,100
繰延税金資産	206	資本剰余金	7,289
その他	389	利益剰余金	40,667
貸倒引当金	△32	自己株式	△5,877
		その他の包括利益累計額	**3,831**
		その他有価証券評価差額金	3,502
		繰延ヘッジ損益	△6
		為替換算調整勘定	623
		退職給付に係る調整累計額	△287
		純資産合計	**54,011**
資産合計	**112,135**	**負債純資産合計**	**112,135**

連結損益計算書（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**153,182**
売上原価		**135,716**
売上総利益		**17,465**
販売費及び一般管理費		**15,050**
営業利益		**2,414**
営業外収益		
受取利息及び配当金	146	
持分法による投資利益	4	
受取家賃	39	
その他	101	291
営業外費用		
支払利息	74	
売上債権売却損	79	
為替差損	365	
その他	46	565
経常利益		**2,139**
特別利益		
固定資産売却益	8	
投資有価証券売却益	108	
その他	4	121
特別損失		
固定資産除売却損	8	
投資有価証券評価損	106	
その他	0	115
税金等調整前当期純利益		**2,146**
法人税、住民税及び事業税	953	
法人税等調整額	△247	706
当期純利益		1,439
親会社株主に帰属する当期純利益		**1,439**

計算書類

貸借対照表（2020年3月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**80,578**	**流動負債**	**40,496**
現金及び預金	8,806	電子記録債務	2,878
受取手形	494	買掛金	13,318
電子記録債権	6,435	短期借入金	17,900
売掛金	31,347	1年内返済予定の長期借入金	3,019
商品及び製品	29,148	リース債務	15
仕掛品	15	未払金	140
原材料及び貯蔵品	494	未払費用	1,356
前渡金	1,003	未払法人税等	298
前払費用	252	前受金	349
未収入金	689	預り金	266
その他	1,898	賞与引当金	885
貸倒引当金	△7	製品保証引当金	6
固定資産	**17,479**	その他	61
有形固定資産	**5,869**	**固定負債**	**13,076**
建物	763	長期借入金	12,320
構築物	19	リース債務	34
機械及び装置	1,762	繰延税金負債	705
車両運搬具	0	役員退職慰労引当金	1
工具、器具及び備品	416	長期預り保証金	16
土地	2,861	**負債合計**	**53,573**
リース資産	45	（純資産の部）	
無形固定資産	**310**	**株主資本**	**40,987**
のれん	11	**資本金**	**8,100**
借地権	20	**資本剰余金**	**7,289**
ソフトウエア	161	資本準備金	2,532
その他	117	その他資本剰余金	4,756
投資その他の資産	**11,299**	**利益剰余金**	**31,475**
投資有価証券	6,190	その他利益剰余金	31,475
関係会社株式	4,434	圧縮記帳積立金	0
関係会社出資金	178	別途積立金	16,000
破産更生債権等	5	繰越利益剰余金	15,475
前払年金費用	269	**自己株式**	**△5,877**
その他	255	**評価・換算差額等**	**3,496**
貸倒引当金	△35	その他有価証券評価差額金	3,503
		繰延ヘッジ損益	△6
		純資産合計	**44,484**
資産合計	**98,057**	**負債純資産合計**	**98,057**

損益計算書（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

（単位：百万円）

科　　目	金　額	
売上高		**129,546**
売上原価		**116,531**
売上総利益		**13,015**
販売費及び一般管理費		**11,776**
営業利益		**1,238**
営業外収益		
受取利息及び配当金	227	
その他	132	359
営業外費用		
支払利息	60	
売上債権売却損	79	
為替差損	261	
その他	8	410
経常利益		**1,188**
特別利益		
固定資産売却益	4	
投資有価証券売却益	108	
その他	4	117
特別損失		
固定資産除売却損	5	
投資有価証券評価損	106	111
税引前当期純利益		**1,193**
法人税、住民税及び事業税	672	
法人税等調整額	△231	441
当期純利益		**751**

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月28日

伯東株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　宮木　直哉 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　貝塚　真聡 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、伯東株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、伯東株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月28日

伯東株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　宮木　直哉 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　貝塚　真聡 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、伯東株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第68期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、その内容について検討いたしました。

④　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)　連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月28日

伯東株式会社　監査役会

常勤社外監査役 **山 元 文 明** ㊞

社 外 監 査 役 **水 野 秀 紀** ㊞

社 外 監 査 役 **岡 南 啓 司** ㊞

以　上

第68期定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項

第68期

[2019年４月１日から2020年３月31日まで]

- 連結株主資本等変動計算書
- 連結計算書類の連結注記表
- 株主資本等変動計算書
- 計算書類の個別注記表

伯東株式会社

会計監査人及び監査役の監査を受けた本開示書類は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.hakuto.co.jp）に掲載することにより、株主の皆様にご提供するものであります。

連結株主資本等変動計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	8,100	7,289	40,460	△5,876	49,973
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△1,233		△1,233
親会社株主に帰属する当期純利益			1,439		1,439
自己株式の処分				－	－
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	－	－	206	△0	206
当連結会計年度末残高	8,100	7,289	40,667	△5,877	50,179

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当連結会計年度期首残高	4,028	△1	942	△307	4,661	54,635
当連結会計年度変動額						
剰余金の配当						△1,233
親会社株主に帰属する当期純利益						1,439
自己株式の処分						－
自己株式の取得						△0
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	△525	△4	△318	19	△830	△830
当連結会計年度変動額合計	△525	△4	△318	19	△830	△624
当連結会計年度末残高	3,502	△6	623	△287	3,831	54,011

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項)

１．連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数　12社

連結子会社の名称

伯東A&L株式会社、Hakuto Enterprises Ltd.、Hakuto Singapore Pte. Ltd.、Hakuto Taiwan Ltd.、Hakuto (Thailand) Ltd.、Hakuto Engineering (Thailand)Ltd.、Hakuto Enterprises (Shanghai) Ltd.、Hakuto Trading (Shenzhen) Ltd.、Hakuto America,Inc.、Hakuto Czech s.r.o.、モルデック株式会社及び伯東ライフサイエンス株式会社であります。

(2) 非連結子会社の名称等

Microtek Hongkong Ltd.、Microtek Shanghai Ltd.、Hakuto Malaysia Sdn.Bhd.

非連結子会社Microtek Hongkong Ltd.、Microtek Shanghai Ltd.及びHakuto Malaysia Sdn.Bhd.は総資産、売上高、連結純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり重要性がないため、連結の範囲から除外しております。

２．持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数及び名称

持分法を適用した関連会社の数　２社

持分法適用関連会社の名称

サンエー技研株式会社及び株式会社エーエスエー・システムズであります。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社

非連結子会社の名称

Microtek Hongkong Ltd.、Microtek Shanghai Ltd.、Hakuto Malaysia Sdn.Bhd.

持分法を適用していない理由

Microtek Hongkong Ltd.、Microtek Shanghai Ltd.及びHakuto Malaysia Sdn.Bhd.は、連結純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

３．連結子会社の事業年度等に関する事項

Hakuto Enterprises (Shanghai) Ltd.、及びHakuto Trading (Shenzhen) Ltd.の決算日は12月末日であります。連結計算書類の作成に当たっては、連結決算日現在で仮決算を行った計算書類を基礎としております。

なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は連結決算日と一致しております。

４．会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの：決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの：移動平均法による原価法を採用しております。

② デリバティブ取引

時価法を採用しております。

③ たな卸資産

商品、製品、原材料及び仕掛品は主として移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）、貯蔵品は主として先入先出法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社の有形固定資産の減価償却の方法は、定額法を採用しております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。また、在外連結子会社については、個別見積により耐用年数を決定し、主として建物については定額法、その他の有形固定資産については定率法を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

(ｲ) 自社利用のソフトウエア

社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

(ﾛ) その他の無形固定資産

定額法を採用しております。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

③ リース資産

(ｲ) 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

(ﾛ) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売掛金等の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

当社及び一部の連結子会社の従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額に基づき計上しております。

④ 製品保証引当金

販売済商品及び製品に係る一定期間内の無償サービスに要する費用の発生に備えるため、実績率を基にした会社所定の基準により計上しております。

⑤　役員退職慰労引当金

当社及び連結子会社の一部の役員の退職慰労金の支払に備えるため、主として役員の退職慰労金に関する内規に基づく期末要支払額をもって設定しております。なお、当社は2004年６月に役員報酬制度を改訂しており、2004年７月以降対応分については、引当計上を行っておりません。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

①　退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②　数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

③　小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

①　ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、ヘッジ会計の金利スワップの特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

②　ヘッジ手段とヘッジ対象

(ｲ) ヘッジ手段…為替予約
　　ヘッジ対象…外貨建予定取引

(ﾛ) ヘッジ手段…金利スワップ
　　ヘッジ対象…銀行借入（変動金利のもの）

③　ヘッジ方針

為替予約取引等につきましては、為替相場の変動リスクを回避することを目的として、当社の「市場リスク管理規程」及び「外国為替予約締結マニュアル」に従い、実施しております。金利スワップは金利変動による借入債務の損失可能性を減殺する目的で行っております。

④　ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引等につきましては、ヘッジ手段とヘッジ対象の外貨建予定取引に関する重要な条件が同一であると認められ、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動を完全に相殺するものと想定することができることから、有効性の判定は省略しております。

また、金利スワップの特例処理の要件を満たすものについて特例処理を行っているため、有効性の判定を省略しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(7) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

５．のれんの償却方法及び償却期間に関する事項

のれんの償却については、５年間の定額法により償却を行っております。

（会計方針の変更に関する注記）

当連結会計期間より一部の海外子会社においてIFRS16号「リース」を適用しております。これにより、借手のリース取引については、原則としてすべてのリースを貸借対照表に資産及び負債として計上することとしました。当該会計基準の適用にあたり、当社グループは経過措置として認められている累積的影響を適用開始日に認識する方法を採用しております。

この結果、当連結会計年度の連結貸借対照表において有形固定資産の「その他」が381百万円、流動負債の「その他」が204百万円、固定負債の「その他」が181百万円それぞれ増加しております。

なお、この変更による当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

１．有形固定資産の減価償却累計額　　10,823百万円

２．有形固定資産の取得価額から直接控除している国庫補助金等の圧縮記帳額

建物	3百万円
機械及び装置	84百万円
その他	2百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	24,137,213	—	—	24,137,213
合　計	24,137,213	—	—	24,137,213
自己株式				
普通株式(注)	3,582,961	160	—	3,583,121
合　計	3,582,961	160	—	3,583,121

２．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決　議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	１株当たり配当額(円)	基　準　日	効力発生日
2019年５月15日取締役会	普通株式	616	30.00	2019年３月31日	2019年６月５日
2019年10月31日取締役会	普通株式	616	30.00	2019年９月30日	2019年12月５日

(注) 2019年５月15日取締役会の決議による１株当たりの配当額の内訳は、普通配当20.00円、記念配当10.00円であります。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	１株当たり配当額(円)	基　準　日	効力発生日
2020年５月29日取締役会	普通株式	411	利益剰余金	20.00	2020年３月31日	2020年６月10日

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に電子部品・電子機器の販売及び工業薬品事業製品の製造販売事業を行うための運転資金を主に銀行借入により調達しております。一時的な余資は安全性の高い預金、又はグループ企業に対する貸付金として運用しております。デリバティブは借入金の金利変動リスク及び為替変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクは当社与信管理規程、売掛債権管理規程等に従って与信管理部署の業務部で管理されております。

投資有価証券は市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては財経部で定期的に時価が把握され、常務会に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、その殆どが１年以内の支払期日です。

借入金の一部は金利変動リスクに晒されておりますが、金利スワップ取引をヘッジ手段として利用しております。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約等取引です。なお、当社グループのデリバティブ取引の契約先はいずれも信用度の高い銀行であるため、相手先の契約不履行による信用リスクは、ほとんどないと判断しております。

為替予約取引等のリスク管理体制につきましては、当社の「市場リスク管理規程」及び「外国為替予約締結マニュアル」に従い、財経部によって管理され、為替予約取引の残高は、月ごとの定例取締役会で月次決算報告として報告しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「会計方針に関する事項」に記載されている「重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(4) 信用リスクの集中

当連結会計年度末における特段の信用リスクの集中はありません。

２．金融商品の時価等に関する事項

2020年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（（注２）を参照ください。）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	時　　価（百万円）	差　　額（百万円）
(1) 現金及び預金	14,736	14,736	－
(2) 受取手形及び売掛金	35,590	35,590	－
(3) 電子記録債権	6,435	6,435	－
(4) 投資有価証券	6,155	6,155	－
資　産　計	62,918	62,918	－
(5) 支払手形及び買掛金	15,641	15,641	－
(6) 電子記録債務	2,878	2,878	－
(7) 短期借入金	17,900	17,900	－
(8) 長期借入金（※１）	15,339	15,568	228
負　債　計	51,759	51,987	228
デリバティブ取引（※２）	(12)	(12)	－

（※１）１年以内に期限到来予定の流動負債に含まれている長期借入金を含めております。

（※２）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（）で示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済される性格のものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、株式は取引所の価格によっております。

(5) 支払手形及び買掛金、(6)電子記録債務、(7) 短期借入金

これらは短期間で決済される性格のものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(8) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区　　分	連結貸借対照表計上額（百万円）
子会社株式及び関連会社株式	997
非上場株式	35

上記については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローが約定されておらず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、(4) 投資有価証券には含めておりません。

（注３）金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	１年以内（百万円）	１年超５年以内（百万円）	５年超10年以内（百万円）	10年超（百万円）
現金及び預金	14,736	－	－	－
受取手形及び売掛金	35,590	－	－	－
電子記録債権	6,435	－	－	－
合　計	56,762	－	－	－

（注４）長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	１年以内（百万円）	１年超２年以内（百万円）	２年超３年以内（百万円）	３年超４年以内（百万円）	４年超５年以内（百万円）	５年超（百万円）
長期借入金	3,019	2,880	2,790	2,700	3,950	－

（１株当たり情報に関する注記）

１株当たり純資産額　　2,627円76銭

１株当たり当期純利益　　70円04銭

（その他の注記）

連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表に記載の金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
					圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	8,100	2,532	4,756	7,289	0	16,000	15,956	31,956	△5,876	41,469
当期変動額										
圧縮記帳積立金の取崩					△0		0	－		－
剰余金の配当							△1,233	△1,233		△1,233
当期純利益							751	751		751
自己株式の処分									－	－
自己株式の取得									△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	－	－	－	－	△0	－	△481	△481	△0	△481
当期末残高	8,100	2,532	4,756	7,289	0	16,000	15,475	31,475	△5,877	40,987

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	4,029	△1	4,028	45,497
当期変動額				
圧縮記帳積立金の取崩				－
剰余金の配当				△1,233
当期純利益				751
自己株式の処分				－
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△526	△4	△531	△531
当期変動額合計	△526	△4	△531	△1,012
当期末残高	3,503	△6	3,496	44,484

個別注記表

（重要な会計方針に係る事項）

１．資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 子会社株式、関連会社株式及び関係会社出資金

移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

時価のあるもの：決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの：移動平均法による原価法を採用しております。

(2) デリバティブ等

デリバティブ取引

時価法を採用しております。

(3) たな卸資産

商品、製品、原材料及び仕掛品は移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）、貯蔵品は先入先出法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産の減価償却の方法は、定額法を採用しております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

① 自社利用のソフトウエア

社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

② のれん

のれんの償却については、５年間の定額法により償却を行っております。

③ その他の無形固定資産

定額法を採用しております。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売掛金等の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき計上しております。

(4) 製品保証引当金

販売済商品及び製品に係る一定期間内の無償サービスに要する費用の発生に備えるため、実績率を基にした会社所定の基準により計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

また、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理する方法によることとしております。

(6) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払に備えるため、役員の退職慰労金に関する内規に基づく期末要支払額をもって設定しております。なお、2004年６月に役員報酬制度を改訂しており、2004年７月以降対応分については、引当計上を行っておりません。

４．ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、ヘッジ会計の金利スワップの特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

① ヘッジ手段…為替予約
ヘッジ対象…外貨建予定取引

② ヘッジ手段…金利スワップ
ヘッジ対象…銀行借入（変動金利のもの）

(3) ヘッジ方針

為替予約取引等につきましては、為替相場の変動リスクを回避することを目的として、当社の「市場リスク管理規程」及び「外国為替予約締結マニュアル」に従い、実施しております。金利スワップは金利変動による借入債務の損失可能性を減殺する目的で行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引等につきましては、ヘッジ手段とヘッジ対象の外貨建取引に関する重要な条件が同一であると認められ、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動を完全に相殺するものと想定することができることから、有効性の判定は省略しております。

また、金利スワップの特例処理の要件を満たすものについて特例処理を行っているため、有効性の判定を省略しております。

５．重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

６．その他計算書類作成のための基本となる事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

（貸借対照表に関する注記）

１．有形固定資産の減価償却累計額	8,505百万円
２．有形固定資産の取得価額から直接控除している国庫補助金等の圧縮記帳額	
建物	3百万円
３．関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	8,186百万円
短期金銭債務	1,313百万円

（損益計算書に関する注記）

関係会社との取引高	
売上高	29,438百万円
仕入高	1,802百万円
その他の営業取引高	855百万円
営業取引以外の取引高	114百万円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	3,583,078株

（税効果会計に関する注記）

１．繰延税金資産の発生の主なもの

賞与引当金	270百万円
貸倒引当金	15百万円
たな卸資産評価損	407百万円
関係会社株式等評価損	208百万円
投資有価証券評価損	205百万円
減価償却超過額	21百万円
減損損失	404百万円
その他	112百万円
繰延税金資産小計	1,646百万円
評価性引当額	△739百万円
繰延税金資産合計	907百万円

２．繰延税金負債の発生の主なもの

その他有価証券評価差額金	△1,529百万円
前払年金費用	△82百万円
その他	△0百万円
繰延税金負債合計	△1,612百万円
繰延税金負債の純額	△705百万円

（関連当事者との取引に関する注記）

子会社及び関連会社等

種類	名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
子会社	Hakuto Enterprises (Shanghai) Ltd.	中国 上海市	千RMB 108,914	電子部品、機器の販売	（所有）直接 100%	電子部品・機器、工業薬品の当社からの仕入及び当社への販売 役員の兼任	電子部品・機器及び工業薬品の販売（注）	3,963	売掛金	1,482
子会社	Hakuto (Thailand) Ltd.	タイ バンコク	千Bht 115,204	電子部品、機器の販売	（所有）直接 100%	電子部品・機器の当社からの仕入及び当社への販売 役員の兼任	電子部品・機器の販売（注）	4,132	売掛金	1,005
子会社	Hakuto Enterprises Ltd.	香港 九龍	千HK$ 22,025	電子部品、機器の販売	（所有）直接 100%	電子部品・機器の当社からの仕入及び当社への販売 役員の兼任	電子部品・機器の販売（注）	11,181	売掛金	2,082
子会社	Hakuto Singapore Pte.Ltd.	シンガポール	千SIN$ 5,000	電子部品、機器の販売	（所有）直接 100%	電子部品・機器の当社からの仕入及び当社への販売 役員の兼任	電子部品・機器の販売（注）	5,694	売掛金	1,839

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

（注）製商品の販売については、一般取引条件及び市場価格を参考にして決定しております。

（１株当たり情報に関する注記）

１株当たり純資産額　2,164円25銭

１株当たり当期純利益　36円58銭

（その他の注記）

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表に記載の金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2020年 5月 29日

第68期　事業報告に係る附属明細書

（2019年 4月 1日 から
2020年 3月 31日 まで）

伯東株式会社

会社役員の他の法人等の業務執行取締役等との兼職状況の明細

（他の法人等の業務執行取締役等との重要な兼職の状況）

区分	氏名	兼職する他の会社名	兼職の内容	摘要
取締役	阿部　良二	モルデック株式会社	取締役	
		Hakuto Enterprises Ltd.	取締役会長	注
		Hakuto Enterprises (Shanghai) Ltd.	取締役会長	注
		Hakuto Singapore Pte. Ltd.	取締役会長	注
		Hakuto Taiwan Ltd.	取締役	注
		Hakuto (Thailand) Ltd.	取締役会長	注
		Hakuto Engineering (Thailand) Ltd.	取締役会長	注
		Hakuto America Inc.	取締役会長	注
		Hakuto Czech s.r.o.	取締役	注
	新徳　布仁	伯東Ａ＆Ｌ株式会社	代表取締役社長	
	藤後　　章	伯東ライフサイエンス株式会社	代表取締役会長	注
	宮下　　環	サンエー技研株式会社	取締役	
監査役	水野　秀紀	三菱ＵＦＪトラストビジネス株式会社	代表取締役会長	
	岡南　啓司	日本蒸留酒酒造組合	専務理事	

（注）Hakuto Enterprises Ltd.、Hakuto Enterprises (Shanghai) Ltd.、Hakuto Singapore Pte. Ltd.、Hakuto Taiwan Ltd.、Hakuto (Thailand) Ltd.、Hakuto Engineering (Thailand) Ltd.、Hakuto America Inc.、Hakuto Czech s.r.o.及び伯東ライフサイエンス株式会社は、当社と同一の事業の部類に属する事業を行っております。

2020年5月29日

第 68 期
計 算 書 類 に 係 る
附 属 明 細 書

（2019年４月１日から2020年３月31日まで）

本明細書作成にあたり、金額は百万円未満の端数を
切り捨てて表示しております。

伯東株式会社

1. 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費の明細

（単位：百万円）

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却累計額	期末取得原価
有形固定資産								
	建物	762	58	1	55	763	3,753	4,516
	構築物	22	0	0	3	19	377	396
	機械及び装置	1,909	70	9	207	1,762	2,338	4,100
	車両運搬具	－	－	－	－	0	47	47
	工具、器具及び備品	363	183	2	128	416	1,959	2,376
	土地	2,861	－	－	－	2,861	－	2,861
	リース資産	55	6	－	15	45	29	75
	建設仮勘定	－	9	9	－	－	－	－
	計	5,975	329	23	411	5,869	8,505	14,375
無形固定資産								
	のれん	22	－	－	11	11	44	55
	借地権	20	－	－	－	20	－	20
	ソフトウェア	235	51	1	124	161	2,147	2,308
	ソフトウェア仮勘定	1	9	10	－	－	－	－
	その他	20	110	－	12	117	12	130
	計	300	171	11	148	310	2,204	2,515

2. 引当金の明細

（単位：百万円）

区　分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
貸倒引当金	51	10	18	43
賞与引当金	848	885	848	885
製品保証引当金	7	6	7	6
役員退職慰労引当金	1	－	－	1

3.販売費及び一般管理費の明細

（単位：百万円）

科　目	金　額	摘　要
販売手数料	205	
役員報酬	210	
役務費用	11	
荷造運送費	955	
保険料	135	
給料手当	3,279	
賞与引当金繰入額	1,291	
退職給付費用	322	
福利厚生費	928	
交際費	96	
旅費交通費	584	
支払家賃	295	
諸会費	14	
業務委託費	429	
システム費	93	
物流管理費	270	
業務管理費	265	
手数料	481	
保守料	207	
リース料	85	
貸倒引当金繰入額	3	
研究開発費	109	
減価償却費	355	
その他	1,143	
計	11,776	